

『大木喬任伯意見雑記』をめぐって

重松 優*

本稿の概要

第一節 「献策者」大木喬任

第二節 『大木喬任伯意見雑記』について

その一 書誌

その二 大木喬任の国体論

附表 『大木喬任伯意見雑記』目録

明治前期に東京府知事、文部卿、司法卿、参議筆頭、元老院議長、枢密院議長を歴任した政治家、大木喬任が残した文書について、筆者は数度にわたって資料紹介を行った〔重松 2006a; 重松 2006b; 重松 2006c〕。本稿では引き続き、主要資料である『大木喬任伯意見雑記』を紹介すると共に、大木文書の書誌、大木喬任独自の国体論の由来などについても考察を加えたい。

第一節 「献策者」大木喬任

草創期の明治政府にあって、多くの佐賀人が活躍の機会を得た背景には、大藩であった藩の力もさることながら、ひとりひとりの独自のはたらきが大きかった。佐賀藩士には珍しい脱藩経験者である江藤新平は、自己の人脈を生かして藩と新政府のパイプ役になった。副島種臣は、幕府権力の倒壊後、長崎と神戸の接収に奔走した。大隈重信は、剛腕のイギリス公使ハ

リー・パークスと対等に渡りあうことで、その力量が認められた。かれらはいずれも、千歳一遇の好機を逃がさず、己の才覚を存分に発揮して、身を立てる道を開いたのである。

大木喬任の場合も、自ら筆をとった意見書が転機をもたらした。慶応4（1868）年閏4月、藩命を受けて京都に上った大木は、江戸を「東京」と改称して西京と鉄道で結び、新たな国家の中心にするべきだ、と岩倉具視に建白する。このとき、鳥羽伏見合戦を経て、西日本は新政府に帰順していたが、幕府は江戸にまだまだ健在であった。岩倉は意見書を木戸孝允に見せ、その先見性に驚いた木戸は、翌朝みずから大木の宿へ面会に訪れた。大木が新政府の徴士兼軍務官判事に上げられるのは、その三日後である。それからというもの、明治前期の大木は、自身を「献策者」、木戸を「賛同者」、岩倉を「採用者」として活動した、といわれている〔大木遠吉 1899-1902:『談話筆記:上巻』男爵中島錫胤先生御譚話拜聴筆記〕。

つまり、政治家大木喬任の出発点、かれのアイデンティティの根本には、「献策者」という人格があった。今日、大木喬任関係文書に残る自筆の意見書草稿、メモ書きの類は、実に多数

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年（指導教員 島 善高）

である。大木喬任は、岩倉と木戸が死に、自身がほとんど元老とっていい地位を得てからも、明治国家が抱える様々な問題を前に、みずから考え、みずから取り組もうとした。文部官僚として近しい関係にあった伊沢修二も、大木喬任は政治家ではない、経世家だと言いつたが、こうした評価は、大木の本分が那邊にあったか明確に示している〔大木遠吉 1899-1902:『談話筆記:中巻』伊沢修二殿談話筆記〕。

第二節 『大木喬任伯意見雑記』について

その一 書誌

本稿で取り上げる『大木喬任伯意見雑記』は、大木喬任が明治5（1872）年頃から数年間、意見書の着想、下書を書きとめた冊子であり、かれ独自の思想形成を考えるうえで、欠くことのできない資料である。本稿の末尾に内容目録を付したので参照されたい。

『大木喬任伯意見雑記』は、現在国会図書館憲政資料室が収蔵している。請求記号は大木喬任関係文書・書類の部57。大木の号である「其^き次^{さい}斎」、または単純に「其」と刷られた専用の用箋136枚が紙綴で綴られており、筆が紙の合わせ目を横切る様子から察するに、最初から綴じられた状態のまま、大木は書き物をしたはずである。装丁の具合をさらに詳しくみると、資料番号1から17（分冊A）、18から22（分冊B）、23から33まで（分冊C）と、少なくとも三冊に分かれていたものをさらに合本したらしい。資料中の意見書草稿は、大木が文部卿に着任して間もない明治5年から10年前後にかけて書かれており、西南戦争関係の記述がほとんどである分冊Bがもっとも遅い時期の資料と考えられる。分冊AとCは相互に文章を改稿・引用しているの、明治5年頃から平行して使用されたようである。



図1 『大木喬任伯意見雑記』より資料番号25「和装人物落書」と26「国民義務論断片」

資料中には一枚だけ、落書きがある(図1, 資料番号25「和装人物落書き」)。推測をたくましくすれば、大木は本資料を自邸に置いていたので、大木の子供が落書きをした、あるいは大木が子供相手に絵を描いてみせた、といったことが考えられよう。また、よく見ると資料の冒頭から少なくとも一枚が破れて失われている。

さて、ある文書が資料館に納められて目録がつけられるとき、多くの文書には元々標題が欠けているために、資料館側で便宜的に名称を付与するケースが多い。『大木喬任伯意見雑記』の場合も、本来存在したかもしれない名称は、資料破損のため不明である。ところが、現在の一枚目、資料番号1「教育意見書草稿」には、「66 大木喬任伯意見雑記」と記された付箋がつけられており、憲政資料室はこれをそのまま資料名として採用したようだ。

大木喬任関係文書の特徴のひとつは、他の文

書には類例がみられないほど、多種多様の書きこみ、付箋が付属していることだ。これは幾度か実施された資料整理・調査の産物であり、これらを丹念に考察することで、過去における大木関係文書の様相をある程度推測をすることができる[重松 2006a;重松 2006c]。図2に掲げる資料は、大木文書に付された付箋の典型である。

資料下部の「東京府」という書き込みは、資料に元々かかれたものらしい。そこにまず、左上隅へ朱筆で「拙書案」との記入がなされた。資料に直接、赤、青、紫などの多色で付した書きこみは、明治初期の資料に集中しており、どうやら大木の存命中の整理にかかるものらしい。その上に貼られる「関東平定之日途ヨリ云々」とある大きめの白い整理票は、その字体と文章から推測すると、大木喬任の嗣子遠吉が父親の伝記編纂計画にあたった際につけられた

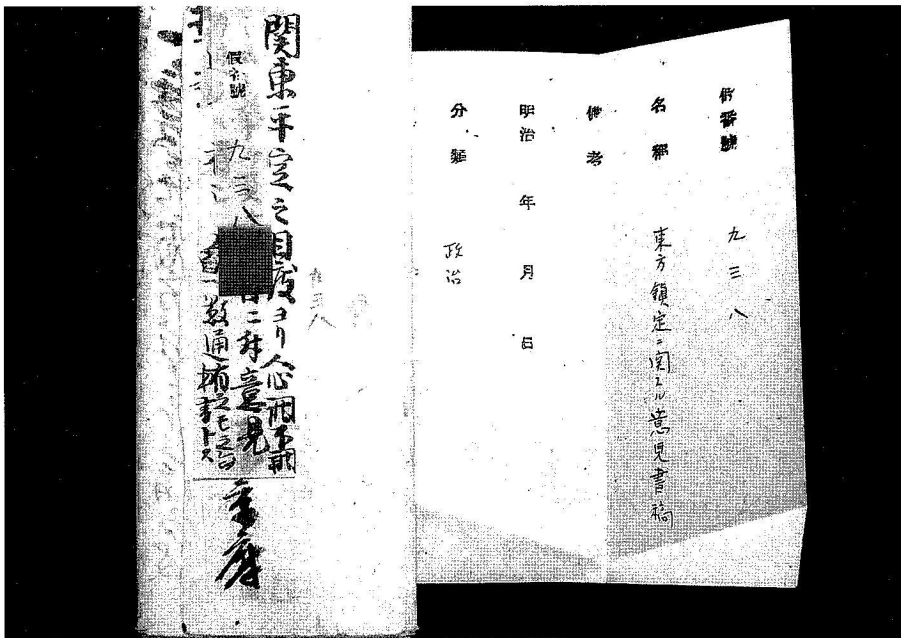


図2 憲政資料室大木文書書類の部5-4「東方鎮定に関する件」

ようだ。さらにその上に貼られる端が赤く染められた「仮番号九三八」という付箋、資料に同封されたわら半紙の解説文(図2写真右)は、戦前に憲政史編纂会の深谷博治氏が調査した際につけられたことが、深谷氏が作成した副本に同じ付箋をつかっていることから窺える。

『大木喬任伯意見雑記』の一枚目に貼られた「66 大木喬任伯意見雑記」という付箋も、かなり古びているとはいえ憲政史編纂会の付箋である。本資料を借り出した憲政史編纂会では、資料番号22「建国に関する意見書起草要項」と23「人世論断片」については副本を作成したものの(憲政史編纂会収集文書474)、他の部分には手がまわらなかったようだ。したがって、『大木喬任伯意見雑記』はこれまでほとんど紹介されなかった資料といっていいただろう。

その二 大木喬任の国体論

『大木喬任伯意見雑記』は、明治5(1872)年から10年にかけて、大木喬任がどのような問題に関心を寄せ、どのように意見書を練り上げたか如実に示す貴重な資料である。漢字批判論(資料24)、留守政府の予算問題(資料5)、西南戦争関係資料(資料19-21)など、内容は多岐にわたっているが、国体についての論考が質、量ともに際だっている。これら一連の国体意見書草稿は、のちの「乞定国体之疏」につながったと考えられる。

「乞定国体之疏」は、明治14年5月に大木喬任が政府に提出した憲法意見書である。明治12年より、岩倉具視と三条実美は、諸参議から憲法と国会開設時期について意見を徴した。山県有朋、黒田清隆、山田顕義、井上馨、伊藤博文、大隈重信など、参議一同が建言書を呈上す

るなかで、侍講佐々木高行によれば、明治天皇は当時大木の意見書を最も高く評価した[佐々木 1978:436]。

「乞定国体之疏」は、万古不易の「帝体」(国体と同義)と、政情に応じて変化すべき「政体」の二層構造を主張した点が出色であった。つまり、憲法意見書でありながら、国体、敢えて今日的な言葉にいかえると国家観、国家意識の規定こそが、法律の規定以上に重要だと大木は説く。従来、大木の「乞定国体之疏」は、元田永孚の憲法意見との類似性が指摘され、元田が大木意見書の起草にたずさわったのではないかと、との示唆がなされた[稲田 1960:431-433]。もとより元田と大木の関係如何についてはこれからの研究課題としたいが、大木の国体を重視する視座の由来が、『大木喬任伯意見雑記』まで遡れることは明らかであろう。

さて、『大木喬任伯意見雑記』中の大木の国体観は、大木が文部卿であった時期から構想が練られたようである。そこでは、国民道徳の必要から国体論へのアプローチがはかられ、国民はいかに生きるべきか、具体的には、なにゆえに天皇と政府に従うべき義務が生じるのか、という命題に焦点があてられた。これらの国体論は、資料22「建国に関する意見書起草要項」で一旦の帰結を見る。本稿では、その主張、意義をつまびらかにするを得ないが、教育勅語に相当する国家イデオロギーが見出せるとともに、現実的には国民は国家によってのみ保護され得るという功利主義的な主張、人が幸福安寧を求めるのは「天」の理による当然の要求であるといった、大木喬任の晩年の思想にも共通する視点が見出せることも指摘したい。

附表 「大木喬任伯意見雑誌」目録

「」内の資料名は、大木喬任自身によるものである。

資料番号	葉	資料名	用箋	内容
1	1	教育意見書草稿	其次齋	国家富強の基礎としての教育を論じる。
2	5	国民道徳論草稿	其次齋	報国の必要を中心に国民義務を説く。
3	15	司法省予算意見書草稿	其次齋	司法省予算額の是非と事後策を論じる。
4	20	「修身論」	其次齋	「天」と「人」の関係、「道」を論じる断片。
5	25	井上・渋沢意見書反駁説草稿	其次齋	井上、渋沢が起草したとされる意見書への反論。
6	34	元老院章程私案	其次齋	元老院設立の趣旨および章程私案。憲政資料室大木文書書類の部51-3に本資料をさらに展開したのが見られ、元老院形成における大木の活動は角田 [1977] に詳しい。
7	47	学校扶助金について意見書草稿	其次齋	学校扶助金のため文部省予算確保を主張。
8	50	覚書断片	其次齋	ある建言について走り書き、二行のみ。
9	51	意見書草稿（「建国法ヲ確定スベキノ議」）	其次齋	国家民衆のため「建国基礎」確定を説く。
10	53	江藤新平宛大木喬任書簡下書	其次齋	少年時を回顧し協力を求める。
11	58	不明子宛大木喬任書簡下書	其次齋	西南戦争中熊本救援をめぐる意見。
12	62	「因電報」	其次齋	西南戦争を詠ずる漢詩草稿。
13	66	「判例文」	其次齋	西南戦争加担者裁判の判決文案。
14	68	「判例文」（前段の第二稿）	其次齋	同上。
15	79	府県会について訓令案（甲号）	其次齋	府県会の運営、予算をめぐる訓令案。
16	81	府県会について訓令案（乙号）	其次齋	府県会運営について訓令案
17	82	国体確定意見書草稿	其次齋	思想上の混乱を鎮めるため国体確定を説く。
18	92	大木喬任人世論梗概	其	「進行論」原型とみられる著述のアウトライン。
19	95	西郷隆盛論	其	西郷隆盛を擁護する漢文。
20	100	「大惣督ノ為賊徒ヲ懐宥スルノ檄」	其	有栖川宮征討総督名義の檄文案。
21	102	「西南戦争戦略意見書下書」	其/ 其次齋	西南戦争田原坂後の戦略意見。
22	107	建国に関する意見書起草要項	其	全五十七章を予定する国体論の概要。
23	116	人世論断片	其次齋	国体論の断片。
24	118	日本語改革意見書草稿	其次齋	表音文字の利点を説く。
25	119	和装人物像落書	其次齋	本稿図1を参照。
26	120	国民義務論断片	其次齋	国体論の断片。
27	120	司法省予算意見書草稿	其次齋	資料3の早期稿。
28	124	国民義務論草稿	其次齋	上記資料を発展させたもの。
29	127	国体論断片	其次齋	国体論の断片。
30	130	「片桐省助御有免ヲ乞」	其次齋	維新初期に同僚であった片桐省助の赦免を乞う上申書。
31	132	「片桐省助御有免ヲ乞の□（一字末梢）」	其次齋	同上。
32	134	公金の扱いについて覚書	其次齋	公金不正利用の処罰方法意見。
33	135	「魯国及朝鮮へ使節ヲ派遣スルノ順序目的」	其次齋	外交関係の意見草稿。

参考文献

- 稲田正次. 1960. 『明治憲法成立史: 上巻』 有斐閣.
10+18+761pp.
- 大木遠吉・内田鉄三郎編. 1899-1902. 『談話筆記』
憲政資料室大木文書書類の部69.
- 大木喬任. 年不詳. 『大木喬任伯意見雜記』 憲政資料
室大木文書書類の部57.
- 佐々木高行. 1978. 『保古飛呂比: 10巻』 東京大学出
版会. 1+1+589pp.
- 重松 優. 2006a. 「大木喬任伝記資料『談話筆記』
について」『ソシオサイエンス』12号. 249-256pp.
- 重松 優. 2006b. 「大木喬任遺著『進行論』につい
て」, 『社学研論集』7号. 208-215pp.
- 重松 優. 2006c. 「大木喬任関係文書について」明
治大学法史学研究会118回例会配布資料.
- 島内嘉一. 2002. 『年譜考大木喬任』 アピアランス工
房. 574pp.
- 角田 茂. 1977. 「太政官正院制の成立」『史叢』21号.
37-51pp.